

平成26年度 臨時社員総会

日時：平成27年3月21日（土）15：00～

場所：上野精養軒会議室

一般社団法人日本ウエイトリフティング協会

第1号議案

平成27年度事業計画・収支予算

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

一般社団法人日本ウエイトリフティング協会

平成27年度事業計画

支部協会並びに関係諸団体・組織との連携・協力のもと、ウエイトリフティング競技の発展と普及を図るため各種事業を推進する。

第31回オリンピック競技大会（2016/リオデジャネイロ）でのメダル獲得並びに入賞を目標に、国立スポーツ科学センターとの連携と味の素ナショナルトレーニングセンターの活用のもと、オリンピック特別対策強化戦略プランに基づいた選手強化を進める。

恒久的にオリンピック競技大会で活躍できる選手を育成するため、ナショナルトレーニングシステム（競技者育成プログラム）の充実を図り、特に、2020年東京オリンピック大会対策を推進する。

ガバナンスの向上に努め社会的責任を自覚し、公益社団法人としての使命を果たす。

I. 競技力向上事業

1. 選手強化事業

競技者が人間の可能性の極限を追求し、国内外の競技会等で活躍することは、国民に誇りや喜び、夢と感動をもたらすと同時に競技の普及・振興に寄与するものである。この目的達成のために、以下の選手強化及び指導者育成に取り組むものである。また、スポーツ医科学の面から支援する必要があるため、国立スポーツ科学センターの各種サポートを活用し効果的な事業を展開する。

(1) 国内合宿

公益財団法人日本オリンピック委員会の補助事業として、強化拠点である「味の素ナショナルトレーニングセンター専用練習場」を中心に、国際競技力の向上を目標に実施する。

また、2020年東京オリンピック大会対策として、ナショナル以外の若手選手（ターゲット選手）を対象に強化を推進する。

No.	合 宿 名	指導者数	選手数	期 間	場 所
1	国内合宿 1 (世界ユース選手権代表合宿 男女)	4名	7名	4/02～ 4/05	東京都 NTC
2	国内合宿 2 (ナショナル男子)	4名	13名	4/06～ 4/25	東京都 NTC
3	国内合宿 3 (世界ジュニア選手権代表合宿 男女)	5名	15名	4/27～ 5/06	東京都 NTC
4	国内合宿 4 (ナショナル 女子)	4名	13名	4/27～ 5/10	福島県 郡山市
5	国内合宿 5 (ナショナル 男子)	4名	13名	5/06～ 5/24	東京都 NTC
6	国内合宿 6 (ナショナル 男子)	4名	13名	5/30～ 6/11	東京都 NTC
7	国内合宿 7 (世界ジュニア選手権代表合宿 男女)	5名	15名	5/30～ 6/06	東京都 NTC
8	国内合宿 8 (ナショナル 女子)	4名	13名	6/14～ 6/28	福島県 郡山市
9	国内合宿 9 (ターゲットエイジ合宿 男女)	5名	15名	6/26～ 6/28	東京都 NTC
10	国内合宿 10 (世界選手権候補合宿 男子)	4名	13名	7/06～ 7/19	福島県 郡山市
11	国内合宿 11 (ナショナル 女子)	4名	13名	7/15～ 7/30	新潟県 津南町
12	国内合宿 12 (アジア選手権代表合宿 男女)	4名	9名	7/16～ 7/20	東京都 NTC
13	国内合宿 13 (ターゲットエイジ合宿 男女)	5名	15名	7/21～ 7/31	東京都 NTC
14	国内合宿 14 (ターゲットエイジ合宿 男女)	5名	15名	8/08～ 8/16	東京都 NTC
15	国内合宿 15 (世界選手権候補合宿 女子)	4名	10名	8/07～ 8/20	高知県 高知市
16	国内合宿 16 (世界選手権候補合宿 男子)	4名	12名	8/08～ 8/23	東京都 NTC
17	国内合宿 17 (世界選手権候補合宿 男子)	4名	12名	8/24～ 9/06	北海道 士別市
18	国内合宿 18 (世界選手権候補合宿 男子)	4名	12名	9/07～ 9/18	東京都 NTC
19	国内合宿 19 (日韓中ジュニア交流代表合宿 男女)	5名	15名	8/20～ 8/22	東京都 NTC
20	国内合宿 20 (世界選手権候補合宿 女子)	4名	10名	9/10～ 9/24	東京都 NTC
21	国内合宿 21 (ターゲットエイジ合宿 男女)	5名	12名	9/12～ 9/22	新潟県 津南町
22	国内合宿 22 (世界選手権候補合宿 女子)	4名	10名	10/01～ 10/10	東京都 NTC
23	国内合宿 23 (世界選手権候補合宿 男子)	4名	10名	10/05～ 11/20	東京都 NTC
24	国内合宿 24 (世界選手権候補合宿 女子)	4名	10名	10/11～ 11/20	東京都 NTC
25	国内合宿 25 (ターゲットエイジ合宿 男女)	5名	15名	1/09～ 1/17	東京都 NTC
26	国内合宿 26 (リオオリンピック候補合宿 男子)	3名	12名	1/09～ 1/30	東京都 NTC
27	国内合宿 27 (リオデジャネイロ候補合宿 女子)	4名	10名	1/10～ 1/30	高知県 高知市
28	国内合宿 28 (リオデジャネイロ候補合宿 男子)	3名	12名	2/06～ 2/27	東京都 NTC
29	国内合宿 29 (ナショナルB合宿 男女)	5名	15名	2/15～ 2/28	静岡県 静岡市
30	国内合宿 30 (リオデジャネイロ候補合宿 男子)	3名	12名	3/06～ 3/26	東京都 NTC
31	国内合宿 31 (リオデジャネイロ候補合宿 女子)	4名	10名	3/06～ 3/21	宮崎県 宮崎市
32	国内合宿 32 (ターゲットエイジ合宿 男女)	5名	15名	3/14～ 3/27	東京都 NTC
33	国内合宿 33 (通年合宿 男子)	1名	2名	4/01～ 3/31	東京都 NTC
34	国内合宿 34 (通年合宿 女子)	1名	2名	4/01～ 3/31	東京都 NTC

(2) 海外合宿

- ① 公益財団法人日本オリンピック委員会の補助事業として、国際力（国際人の養成）及び国際競技力の向上を目標に実施する。

合宿名 : 大学生海外合宿（米国）
期 間 : 平成28年2月8日～2月28日
場 所 : アメリカ合衆国ルイジアナ州立大学シュリーブポート校
参加者 : 指導者3名、選手6名、計9名

- ② 公益財団法人日本オリンピック委員会の補助事業として、国際大会に向けての強化を推進する。

合宿名 : 女子ナショナル海外合宿（USA）
期 間 : 平成28年2月10日～2月28日
場 所 : グアム
参加者 : 指導者3名、選手10名、計13名

(3) 外国チームとの合同合宿

公益財団法人日本オリンピック委員会及び韓国・国民生活体育会との共催事業であり、次代を担う若手選手の育成と国際交流を促進を目的に、公益財団法人日本オリンピック委員会の補助事業として、次のとおり実施する。

合宿名 : 日韓競技力向上スポーツ交流事業（派遣）
期 間 : 平成27年11月3日～11月8日
場 所 : 大韓民国 市ウエイトリフティング場
参加者 : 指導者5名、選手15名（男子8名、女子7名）、計20名

合宿名 : 日韓競技力向上スポーツ交流事業（受入）
期 間 : 平成27年12月1日～12月6日
場 所 : 味の素ナショナルトレーニングセンター
参加者 : 指導者（日本5名、韓国5名）選手（日本15名、韓国15名）計40名
選手は、男子8名、女子7名とする。

(4) 国際競技会への派遣

国際競技力の評価は、国際競技会での成績が中心となる。本会は、恒久的オリンピック選手育成の観点（一定レベルの競技力を有する）から年代別の競技会に優秀選手を派遣し競技力の向上に資する。

2016年のリオデジャネイロオリンピック競技大会の出場枠獲得に向けて、その対象大会となる世界選手権大会には、世界ランキング上位者を派遣する。

① 世界ユース選手権大会

開催期間 : 平成27年4月7日～4月12日
派遣期間 : 平成27年4月5日～4月14日
場 所 : ベルギー共和国 リマ市
派遣人数 : 指導者5名、男子選手3名、女子選手4名、計12名

② 世界ジュニア選手権大会

開催期間 : 平成27年6月6日～6月14日
派遣期間 : 平成27年6月4日～6月16日
場 所 : ポーランド共和国 ヴロツワフ市
派遣人数 : 指導者5名、男子選手8名、女子選手7名、計20名

③ 日韓中フレンドシップ大会

開催期間 : 平成27年6月10日～6月11日
派遣期間 : 平成27年6月8日～6月13日
場 所 : 大韓民国 コソン市（慶尚南道）
派遣人数 : 指導者9名、男子選手8名、女子選手7名、計24名

④ アジア選手権大会

開催期間 : 平成27年7月24日～7月30日
派遣期間 : 平成27年7月21日～7月31日
場 所 : ネパール王国 カトマンズ市
派遣人数 : 指導者4名、男子選手5名、女子選手4名、計13名

⑤ 世界選手権大会

開催期間 : 平成27年11月20日～11月29日
派遣期間 : 平成27年11月16日～11月30日
場 所 : アメリカ合衆国 ヒューストン市
派遣人数 : 指導者10名、男子選手8名、女子選手7名、計25名

(5) チーム招待

日本と同様の環境にあるドイツ連邦共和国の優秀選手を招待し、公益財団法人日本オリンピック委員会の補助事業として実施する。

招待期間 : 平成28年2月6日～2月20日
場 所 : 味の素ナショナルトレーニングセンター
招待人数 : 指導者3名、男子選手9名、計12名

(6) 国際交流大会

アジア近隣諸国との友好親善を目的に公益財団法人日本体育協会が主催する標記大会への協力と選手団の人選を行う。

① 日韓中ジュニア交流競技会

派遣期間 : 平成27年8月23日～8月29日
大会期間 : 平成27年8月25日・8月26日
場 所 : 大韓民国 ()
参加人数 : 指導者5名、男子選手8名、女子選手7名、計20名

(7) ナショナルコーチの推薦

公益財団法人日本オリンピック委員会のナショナルコーチ事業制度を活用し、ナショナルコーチ及びアシスタントナショナルコーチを推薦する。

(8) コーチの推薦

味の素ナショナルトレーニングセンター専用施設の有効活用と選手強化のコーチングの任に当たるために、公益財団法人日本オリンピック委員会の専任コーチ等設置事業制度を活用し、NTC担当・ジュニアコーチングディレクターの2名を推薦する。

2. コーチの資質向上を目的とする事業

(1) 競技者育成プログラム研修会

初心者からトップレベルの競技者に育成するためには、発達段階に応じた年代別育成プログラム（一貫指導システム）に基づき指導を継続することが重要である。年末に実施するジュニアエリート研修合宿及びジュニアユース研修合宿の指導を統一するために中心となる指導者を対象に事前に研修を行い、合宿を効果的なものにする。

期 日 平成27年12月5日・12月6日
会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター
指導者 3名、参加者 7名

(2) 全国指導者研修会

ウエイトリフティング指導者の資質と指導力の向上及び指導者間の情報交換並びに連携を図ることを目的に開催する。

期 日 平成28年2月6日～2月7日
会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター
指導者 5名、参加者 50名

(3) 日本体育協会公認スポーツ指導者専門教科講習会講師の派遣

日本体育協会の委託事業として次の3事業を実施する。

① 日本体育協会公認スポーツ指導者「指導員」養成（専門教科）講習会

期 日 平成27年9月19日～9月22日
時 間 30時間
会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター
指導者 8名、受講者 20名

② 日本体育協会公認スポーツ指導者「コーチ」養成（専門教科）講習会

期 日 平成27年12月23日～12月25日「前期」
平成28年 1月 9日～ 1月11日「後期」
時 間 45時間
会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター
指導者 10名、受講者 20名

- ③ スポーツ指導者競技別講師全国研修会
 期 日 平成28年2月20日～2月21日
 時 間 14時間
 会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター
 指導者 8名、 受講者 20名

II. 競技者育成事業

1. 研修合宿開催

一貫指導システム（ナショナルトレーニングシステム）の理念と方法に基づき、競技者の発掘及び育成を図ることを目的に次の研修合宿を実施する。

この事業は、（スポーツ振興くじ助成事業）として補助を受けて開催する。

- (1) 中学生・高1研修合宿
 ・ 支部協会に中学生及び高校1年生の優秀競技者の情報提供を依頼し、選手強化委員会の専門グループがセクションした選手を対象に研修合宿を実施する。
 期 間 : 平成27年 7月23日～ 7月26日（3泊4日）
 場 所 : 味の素ナショナルトレーニングセンター
 指導者 : 10名
 参加者 : 20名
- (2) 大学生研修合宿
 各種競技会の成績を基に、ジュニア年代の学生をセクションし、中央にて研修合宿を実施する。
 期 間 : 平成27年 9月9日～ 9月13日（4泊5日）
 場 所 : 味の素ナショナルトレーニングセンター
 指導者 : 6名
 参加者 : 30名
- (3) ジュニアエリート研修合宿
 各種競技会の成績を基に、優秀な高校2・3年生をセクションし、中央にて研修合宿を実施する。
 期 間 : 平成27年12月22日～12月27日
 場 所 : 味の素ナショナルトレーニングセンター
 指導者 : 12名
 参加者 : 34名
- (4) ジュニアユース研修合宿
 支部協会よりの優秀競技者の情報及び各種競技会の成績を基に、優秀な中学生及び高校1年生を対象に全国を6地区に区分して研修合宿を実施する。
 期 間 : 平成27年12月23日～12月27日
 場 所 : 全国を（北海道・東北、関東、北信越・東海、近畿、中国・四国、九州）6地区に分けて実施する。
 指導者 : 各地区5名の計30名
 参加者 : 各地区10名の計60名

2. 2020年対策競技者発掘・育成事業支援

2020年対策として、新規に地方で競技者の発掘・育成を開始する事業についての財政的支援を行う

III. 振興・教育事業

会員の状況及び役員・選手の登録を把握し、フェアプレーの徹底、競技者規程・競技規則の周知、記録の公認、審判員の養成、国際交流、情報収集及びアンチドーピング活動は、競技の透明性や公平・公正性を向上させることに繋がり、安全かつ公正な環境下でスポーツに参画できる機会を充実させるための基礎条件であることから、次の事業を実施する。

1. 競技の振興

(1) アンチドーピング活動

スポーツの価値を損ない、フェアプレイの精神に反し、競技者の健康を害する、反社会的行為であるドーピングに対する啓発と検査実施により撲滅に努める。

① 啓発・教育活動

- ・ JADAが作成したドーピング防止ガイドブック（PLAY TRUE）を指導者・選手に配付（2,000部）し情報を提供する。文書にて各支部協会に各種情報を伝達する。
- ・ 各種競技会前の監督会議にて最新情報を伝達し、啓発・教育活動を行う。
- ・ アウト・リーチを全国高等学校選手権（男女）及び国民体育大会で開催する。

- ・ 競技者・指導者を対象に、ナショナル合宿（男女各2回）、競技者の発掘育成の研修合宿（中学生、高校1年生、高校2・3年生、大学生）教育活動を行う。
 - ② ドーピング検査
 - ・ スポーツ振興くじの助成を受けて、競技会検査を実施する。
尿検査・血液検査合計で53検体を検査する。
 - ・ 日本体育協会が国民体育大会時に行う検査に協力する。
 - ③ TUE申請大会の指定によるその実践
世界選手権大会等の国際大会出場者には、TUEの申請が不可欠である。国内競技会においては徹底されていない状況であることから、次の2大会を指定し申請の徹底を図りアンチドーピングの意識高揚を促す。
全日本選手権大会
国民体育大会
 - ④ ADAMSへの居場所情報報告の徹底
 - ・ JOC認定の強化指定選手及びIWFからの指定選手並びに国際大会参加選手は、居場所情報をJADAに報告する義務がある。報告をしないこと及び居場所情報に基づく競技会外検査で所定の場所に行かない場合は居場所情報違反としてペナルティーの対象となることから報告の徹底を指導する。
 - ・ 報告の確認・督促、他の選手の情報の提供等をメールし未提出をなくす。
- (2) 暴力、パワハラ、セクハラ等撲滅活動
- ・ 暴力、パワハラ、セクハラ等の相談窓口の設置
些細なことでも相談できるシステムとして、本協会のホームページ（トップページ）に「STOP ハラスメント・暴力」相談窓口をクリックするとにより、メール送信できるように窓口を設置した。確認できるのは、倫理委員長と協会事務局のみである。
 - ・ 暴力、パワハラ、セクハラ、倫理に係わる研修
次の研修会・委員会・総会・会議等を通じて研鑽を深める。
全国指導者研修会
全国高等学校体育連盟ウエイトリフティング専門部全国委員会
全国高等学校総合体育大会ウエイトリフティング競技会監督会議
全日本学生ウエイトリフティング連盟総会
全国理事長会議
 - ・ 指導者・選手対象のアンケート調査を実施し現状分析を行う。
- (3) ホームページの充実整備
法人として公開しなければならない情報はもとより、役員・選手のニーズに合わせた内容及び一般のユーザーの要望にも応えられるよう充実整備に努める。
- (4) 情報誌の発刊
スポーツ振興くじの助成を受けて、平成26年度年鑑、会報120号、会報121号、会報122号を発刊する。主な内容は次のとおり。
- 年鑑： 平成26年度の協会主催競技会及び主要国際大会の成績
協会組織図、協会役員名簿、支部協会役員名簿、平成26年度事業・決算報告、平成27年度事業計画・予算、公認最高記録及び記録樹立表、ランキング表等
- 会報： 各種事業報告、大会講評、ブロック大会以上の競技会及び主要国際大会の成績、各種研究成果報告
- (5) 顕彰
本協会表彰規程に基づき、功労賞、優秀選手賞、優秀指導者賞の表彰を、また、役員のご感謝状贈呈に関する基準により顕彰を行う。
表彰式は、臨時社員総会時に行う。
- (6) 国際スポーツ交流
- ① 国際会議への参加
IWF及びAWFの会議に代表者を派遣し、情報収集と併せてIWF・AWFとの連携を図るため役員を派遣する。
- ・ IWF執行委員会
期日：平成27年4月5日・6日
場所：ペルー共和国 リマ市
 - ・ IWF総会
期日：平成27年6月5日
場所：ポーランド共和国 ヴロツワフ市
 - ・ IWF総会
期日：平成27年11月18日
場所：アメリカ合衆国 ヒューストン市

- ・ AWF 総会・理事会
期 日 : 平成 27 年 7 月 22 日・23 日
場 所 : ネパール王国 カトマンズ市
- ・ AWF 総会・理事会
期 日 : 未定
場 所 : 未定

② 国際大会へのテクニカルオフィシャルの派遣

- ・ 世界ユース選手権大会
派遣期間 : 平成 27 年 4 月 5 日～4 月 14 日
場 所 : ペルー共和国 リマ市
派遣人数 : 2 名
- ・ 世界ジュニア選手権大会
派遣期間 : 平成 27 年 6 月 4 日～6 月 16 日
場 所 : ポーランド共和国 グロツワフ市
派遣人数 : 2 名
- ・ 日韓中フレンドシップ大会
派遣期間 : 平成 27 年 6 月 8 日～6 月 13 日
場 所 : 大韓民国 コソン市 (慶尚南道)
派遣人数 : 2 名
- ・ アジア選手権大会
派遣期間 : 平成 27 年 7 月 21 日～7 月 31 日
場 所 : ネパール王国 カトマンズ市
派遣人数 : 3 名
- ・ 世界選手権大会
派遣期間 : 平成 27 年 11 月 16 日～11 月 30 日
場 所 : アメリカ合衆国 ヒューストン市
派遣人数 : 2 名

③ 国際大会の参加

- ・ アジアマスターズ選手権大会
大会会期 : 未定
場 所 : 未定
- ・ 世界マスターズ選手権大会
大会会期 : 平成 27 年 9 月 10 日～20 日
場 所 : フィンランド 市
派 遣 : マスターズ委員会にて選考

(7) 記録の公認

- ① 競技・競技会規則Ⅷに基づき、日本記録を認定し公表する。公認の区分は男女同一で、日本記録、ジュニア日本記録、大学記録、高校記録、中学記録、マスターズ記録である。

(8) 用器具等の検定及び公認

記録競技(重量)であることから、バーベルはじめ用器具が適確でなければならない。本協会器具公認認定規則に基づき、高品質で絶対の安全性と機能性のあることを確認するなかで申請のあった器具に対して認定手続きをすすめる。

(9) 審判員の養成と審判講習会の開催

- ① 本競技は、判定に対する抗議権がない。判定は公正・公平であり選手に不利益があつてはならない。審判員の資質の向上を目的に次の講習会を開催する。

- ・ 対象者 : 国内 1 級審判資格、国際審判資格所持者(義務研修)及び平成 27・28 年度に国内 1 級審判を受験希望する審判員を対象とする。

- ・ 講習会 : 北海道ブロック
期 日 : 平成 27 年 8 月 15 日(土) 13:00～
場 所 : 士別市総合体育館
- 東北ブロック
期 日 : 平成 27 年 8 月 21 日(金) 13:00～
場 所 : 岩手県奥州市 江刺中央体育館
- 関東ブロック
期 日 : 平成 27 年 9 月 19 日(土) 13:30～
場 所 : 味の素ナショナルトレーニングセンター 研修室
- 北信越ブロック
期 日 : 平成 27 年 8 月 22 日(土) 14:00～
場 所 : 富山県滑川市 総合体育センター

東海ブロック
 期日：平成27年8月22日(土) 10:00～
 場所：三重県亀山市 県立亀山高校 実習室

近畿ブロック
 期日：平成27年7月4日(土) 13:00～
 場所：大阪府羽曳野市 はびきのコレセアム会議室

中国ブロック
 期日：平成27年8月22日(土) 14:00～
 場所：鳥取県岩美町 中央公民館会議室

四国ブロック
 期日：平成27年8月22日(土) 9:00～
 場所：愛媛県新居浜市 新居浜市文化振興会館

九州ブロック
 期日：平成27年8月21日(金) 13:00～
 場所：大分県国東市 ホテルベイグランド国東 会議室

沖縄県(特別開催)
 期日：平成27年8月29日(土) 13:00～
 場所：沖縄県糸満市 スポーツロッジ糸満

- ② 審判員の審査と認定
 公認審判員台帳及び公認審判員名簿の整理と審査認定を行う。

- (10) 創立80周年記念事業に向けての準備
 昭和11年(1936年)に協会が設立された。以後、平成8年(1996年)に60周年記念事業を実施した。平成28年が80周年に当たることから、実行委員会を発足させ次の事業の準備に入る。
 記念式典
 表彰式
 80年史の発刊

IV. 大会開催事業

1. 全国大会開催事業

トップレベルの選手育成及び競技の普及振興並びに生涯スポーツ振興のため、以下の全国大会を開催する。

- ① 大会名：第12回全日本学生選抜大会
 期日：平成27年4月18日・19日
 会場：埼玉県上尾市 埼玉県総合スポーツセンター体育館
- ② 大会名：第61回全日本学生個人選手権大会・第27回全日本女子学生選手権大会
 期日：平成27年5月8日～10日
 会場：大阪府羽曳野市 羽曳野コロセアム
- ③ 大会名：第34回全日本マスターズ選手権大会
 期日：平成27年5月14日～17日
 会場：秋田県山本郡 三種町琴丘総合体育館
- ④ 大会名：第75回全日本選手権大会・第29回全日本女子選手権大会
 期日：平成27年6月12日～14日
 会場：福島県いわき市 いわき市総合体育館
- ⑤ 大会名：第18回全国高等学校女子選手権大会
 期日：平成27年7月18日～20日
 会場：愛媛県新居浜市 新居浜南高等学校体育館
- ⑥ 大会名：第62回全国高等学校選手権大会
 期日：平成27年8月1日～5日
 会場：兵庫県明石市 明石中央体育会館
- ⑦ 大会名：第29回全国男子中学生選手権大会・第14回全国女子中学生選手権大会
 期日：平成27年8月18日・19日
 会場：福井県小浜市 若狭東高等学校体育館
- ⑧ 大会名：第5回全国都道府県対抗女子大会
 期日：平成27年9月4日～6日
 会場：石川県金沢市 いしかわ総合スポーツセンター

- ⑨ 大会名：第70回国民体育大会
期 日：平成27年9月27日～10月1日
会 場：和歌山県和歌山市 片男波公園健康館
- ⑩ 大会名：第60回全日本学生新人選手権大会
期 日：平成27年10月23日～25日
会 場：埼玉県上尾市 埼玉県総合スポーツセンター体育館
- ⑪ 大会名：内閣総理大臣杯第61回全日本大学対抗選手権大会2部
期 日：平成27年11月6日～8日
会 場：大阪府羽曳野市 羽曳野コロセアム
- ⑫ 大会名：第52回全日本社会人選手権大会・レディースカップ第7回全日本女子選抜選手権大会
期 日：平成27年11月20日～24日
会 場：岩手県奥州市 江刺中央体育館
- ⑬ 大会名：内閣総理大臣杯第61回全日本大学対抗選手権大会2部
内閣総理大臣杯第16回全日本大学対抗女子選手権大会
期 日：平成27年12月18日～12月20日
会 場：埼玉県上尾市 埼玉県総合スポーツセンター体育館
- ⑭ 大会名：JOCジュニアオリンピックカップ第35回全日本ジュニア選手権大会
期 日：平成28年3月11日～3月13日
会 場：埼玉県上尾市 埼玉県総合スポーツセンター体育館
- ⑮ 大会名：第31回全国高等学校選抜大会
期 日：平成28年3月25日～3月28日
会 場：石川県金沢市 金沢市総合体育館

V. 競技規則集販売、スポーツ医科学事業

1. ウエイトリフティング競技規則等の販売

- ① 昨年度改訂した競技規則集を継続して希望者に販売する。価格は1,000円である。

2. スポーツ医科学事業

- ① 国立スポーツ科学センターから次のトータルサポートを受ける。
ア) 全ての年代の国内外での合宿時に、時宜に応じてトレーニング・栄養・心理の指導を依頼する。
イ) ウエイトリフティングの技術について、世界選手権大会・世界ジュニア選手権大会・全日本選手権大会・全日本大学対抗選手権大会・全日本ジュニア選手権大会での高速ビデオカメラ撮影、動作解析し、選手・指導者へのフィードバックを依頼すると共に、その内容について全国指導者研修会・会報等を通して周知を図り競技力の向上に資する。
- ② ミズノスポーツ振興財団の助成により、競技大会に向けた減量等の体重管理期間のコンディショニングの競技者自身の主観的評価とパフォーマンス並びに外傷・障害発生状況について、全ての年齢カテゴリーの競技者を対象に調査を実施する。
- ③ 主要競技会において医科学委員会の医師等が医事運営にあたり、競技会時の安全管理・危機管理の向上をめざすと共に外傷・障害の発生頻度の調査・分析を行う。
- ④ 日本スポーツ振興センターの女子対象のマルチサポート事業により動作解析システムと足底圧測定システムが連動したシステムの開発を依頼する。また、ドイツの動作解析システム(IAT)を購入し、前述のシステムのカスタマイドと男子の動作解析を進める。

VI. 会務

本会の目的及び業務を達成するため、次の会議を開催する。

(1) 総会の開催

- ① 平成27年度定時社員総会
・ 日 時 平成27年6月20日(土)
・ 会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター 研修室
・ 議 題 (1) 平成26年度事業報告・決算報告について
(2) 役員選任について
(3) 平成27年度第1次補正予算について
- ② 平成27年度臨時社員総会
・ 日 時 平成28年3月19日(土)
・ 会 場 上野精養軒 会議室
・ 議 題 (1) 平成28年度事業計画及び予算について

(2) 理事会の開催

① 第1回理事会

- ・ 日 時 平成27年5月30日(土)
- ・ 会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター 研修室

② 第2回理事会

- ・ 日 時 平成27年6月20日(土)
- ・ 会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター 研修室

③ 第3回理事会

- ・ 日 時 平成27年9月19日(土)
- ・ 会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター 研修室

④ 第4回理事会

- ・ 日 時 平成27年12月12日(土)
- ・ 会 場 味の素ナショナルトレーニングセンター 研修室

⑤ 第5回理事会

- ・ 日 時 平成28年3月19日(土)
- ・ 会 場 上野精養軒 会議室

VII. 財政の確立

各種事業の推進に、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会等に対し、助成金・補助金・委託金等の要望・申請を行い、本会の事業実施への充当財源に努める。

財政基盤確立のため、定款に基づく賛助会員の募集拡大に努める。また、公益社団法人に認定後は、本法人が免税募金を主体的に実施できることから、支部協会に対して広く募金を呼び掛ける。

協賛企業の開拓を積極的に行い協賛契約締結の拡大に努め財政の確立を目指す。

平成27年度 行事開催計画

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1 水		1 金		1 月		1 水		1 土		1 火	
2 木		2 土		2 火		2 木	ユニ	2 日	全国高等学校	2 水	
3 金		3 日		3 水		3 金	ニ	3 月	選手権大会	3 木	
4 土		4 月		4 木		4 土	バ	4 火	(兵庫県)	4 金	全国
5 日		5 火		5 金		5 日	リ	5 水		5 土	都道府県女子
6 月		6 水		6 土		6 月	シ	6 木		6 日	選手権
7 火		7 木		7 日	世界	7 火	ア	7 金		7 月	
8 水	世界ユース	8 金	全日本学生	8 月	ジュニア	8 水	リ	8 土		8 火	
9 木	選手権大会	9 土	個人選手権	9 火	選手権	9 木	ド	9 日		9 水	
10 金	(PER)	10 日	(大阪府)	10 水	大会	10 金	(KOR)	10 月		10 木	
11 土		11 月		11 木	(POL)	11 土		11 火		11 金	
12 日		12 火		12 金		12 日		12 水		12 土	
13 月		13 水		13 土	全日本選手権	13 月		13 木		13 日	世界
14 火		14 木	全日本	14 日		14 火		14 金		14 月	マスターズ
15 水		15 金	マスターズ	15 月		15 水		15 土		15 火	選手権大会
16 木		16 土	選手権大会	16 火		16 木		16 日		16 水	(FIN)
17 金		17 日	(秋田県)	17 水		17 金		17 月		17 木	
18 土	全日本学生	18 月		18 木		18 土	全国高校	18 火	全国中学生	18 金	
19 日	選抜選手権	19 火		19 金		19 日	女子選手権	19 水	選手権大会	19 土	理事会
20 月	(埼玉県)	20 水		20 土	理事会・定時社員	20 月	(愛媛県)	20 木	(福井県)	20 日	公認Sp指導者
21 火		21 木		21 日	総会	21 火		21 金		21 月	「指導員」
22 水		22 金		22 月		22 水		22 土		22 火	養成講習会
23 木		23 土		23 火		23 木		23 日		23 水	(東京)
24 金		24 日		24 水		24 金	アジア	24 月		24 木	
25 土		25 月		25 木		25 土	選手権	25 火		25 金	
26 日		26 火		26 金		26 日	大会	26 水		26 土	
27 月		27 水		27 土		27 月		27 木		27 日	
28 火		28 木		28 日		28 火		28 金		28 月	国民体育
29 水		29 金		29 月		29 水		29 土		29 火	大会
30 木		30 土	理事会	30 火		30 木		30 日		30 水	(和歌山県)
31 日		31 月				31 金		31 月			
05~12 世界ユース選手権大会 (PER・リマ)		8~10 全日本学生個人選手権大会 (大阪府羽曳野市)		06~14 世界ジュニア選手権大会 (POL・ヴロツワフ)		1~12 ユニバーシアード (KOR) WLは未実施		1~5 全国高等学校選手権大会 (兵庫県明石市)		4~6 全国都道府県対抗女子大会 (石川県金沢市)	
18・19 全日本学生選抜選手権大会 (埼玉県上尾市)		14~17 全日本マスターズ選手権大会 (秋田県山本郡)		8~13 日韓中大会 (KOR・慶尚南道・固城) コソソ		18~20 全国高等学校女子選手権大会 (愛媛県新居浜市)		18・19 全国中学生選手権大会 (福井県小浜市)		12~19 世界マスターズ選手権大会 (FIN)	
		30 理事会		12~14 全日本選手権大会 (福島県いわき市)		22~30 アジア選手権大会 (NEP)		日韓中ジュニア交流競技会 (KOR)		19 理事会	
				20 理事会・定時社員総会				国体ブロック予選		19~22 公認スポーツ指導者「指導員」 養成講習会(専門教科) (東京)	
										27~10/1 国民体育大会 (和歌山県和歌山市)	

10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 木 国民体育大会	1 日	1 火	1 金	1 月	1 火
2 金	2 月	2 水	2 土	2 火	2 水
3 土	3 火	3 木	3 日	3 水	3 木
4 日	4 水	4 金 競技者育成	4 月	4 木	4 金
5 月	5 木	5 土 プログラム	5 火	5 金	5 土
6 火	6 金	6 日 研修会	6 水	6 土 全国指導者研修会	6 日
7 水	7 土 全日本大学対Ⅱ部	7 月 (東京都)	7 木	7 日	7 月
8 木	8 日 (大阪府)	8 火	8 金	8 月	8 火
9 金	9 月	9 水	9 土 公認コーチ養成	9 火	9 水
10 土	10 火	10 木	10 日 講習会(専門科目)	10 水	10 木
11 日	11 水	11 金	11 月	11 木	11 金 全日本Jr
12 月	12 木	12 土 理事会	12 火	12 金	12 土 選手権大会
13 火	13 金	13 日	13 水	13 土	13 日 (埼玉県)
14 水	14 土	14 月	14 木	14 日	14 月
15 木	15 日	15 火	15 金	15 月	15 火
16 金	16 月	16 水	16 土	16 火	16 水
17 土	17 火	17 木	17 日	17 水	17 木
18 日	18 水	18 金 全日本大学対抗	18 月	18 木	18 金
19 月	19 木 全日本	19 土 選手権大会	19 火	19 金	19 土 理事会・臨時社員
20 火	20 金 社人	20 日 (埼玉県)	20 水	20 土 指導者講師競技別	20 日 総会
21 水	21 土 選手権	21 月	21 木	21 日 全国研修会	21 月
22 木	22 日 レディース	22 火	22 金	22 月	22 火
23 金 全日本学生新人	23 月 カップ	23 水 公認コーチ養成	23 土	23 火	23 水
24 土 選手権大会	24 火 全日本	24 木 講習会(専門科目)	24 日	24 水	24 木
25 日 (埼玉県)	25 水 女子選抜	25 金	25 月	25 木	25 金 全国高校
26 月	26 木 (岩手県)	26 土	26 火	26 金	26 土 選抜大会
27 火	27 金	27 日	27 水	27 土	27 日 (石川県)
28 水	28 土	28 月	28 木	28 日	28 月
29 木	29 日	29 火	29 金	29 月	29 火
30 金	30 月	30 水	30 土		30 水
31 土		31 木	31 日		31 木
9/27~1 国民体育大会(和歌山県)	6~8 全日本大学対抗選手権大会Ⅱ部 (大阪府羽曳野市)	5・6 競技者育成プログラム研修会 (東京)	9~11 公認コーチ養成講習会「後期」 (専門科目)	6・7 全国指導者研修会 (東京)	11~13 全日本ジュニア選手権大会 (埼玉県上尾市)
23~25 全日本学生新人選手権大会 (埼玉県上尾市)	20~29 世界選手権大会 (USA・ヒューストン)	12 理事会		20・21 指導者講師競技別全国研修会 (東京)	19 理事会・臨時社員総会 表彰式
	20~24 全日本社人選手権大会 レディースカップ女子大会 (岩手県奥州市)	18~20 全日本大学対抗選手権大会Ⅰ部 (埼玉県上尾市) 「男女」			25~28 全国高校選抜大会 (石川県金沢市)
		23~25 公認コーチ養成講習会「前期」 (専門科目)			

平成27年度 予算 総括表
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	一般会計	日本リノビッ ク委員会補助 事業会計	スポーツ振 興基金補助 事業会計	スポーツ振 興くじ補助 事業会計	指導者育成 事業会計	選手強化キ ャンペーン 会計	内部取引 消去	合 計
I 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入								
基本財産運用収入	5,000							5,000
会費収入	3,900,000							3,900,000
登録料収入	18,310,000							18,310,000
事業収入	5,060,000	2,730,000	2,540,000	1,390,000	250,000			11,970,000
補助金等収入	6,075,000	48,471,000	15,970,000	18,182,000	2,220,000	8,500,000		99,418,000
負担金収入	1,280,000							1,280,000
寄附金収入	7,000,000							7,000,000
協賛金収入	9,500,000							9,500,000
協力金収入	600,000							600,000
雑収入	207,000	2,000	801,000	151,000	1,000	1,000		1,163,000
他会計からの繰入金収入	200,000	18,745,000	4,736,000	2,110,000			△25,791,000	
事業活動収入計	52,137,000	69,948,000	24,047,000	21,833,000	2,471,000	8,501,000	△25,791,000	153,146,000
2. 事業活動支出								
事業費支出	9,661,000	69,948,000	24,047,000	21,833,000	2,173,000	2,250,000		129,912,000
管理費支出	18,881,000					490,000		19,371,000
固定資産取得支出	0							0
前払金支出	2,500,000							2,500,000
他会計への繰入金支出	20,855,000					4,936,000	△25,791,000	
JOC会へ	18,745,000							
Sp振興くじ会へ	2,110,000							
Sp振興会へ						3,717,000		
一般会計へ						200,000		
事業活動支出計	51,897,000	69,948,000	24,047,000	21,833,000	2,173,000	7,676,000	△25,791,000	151,783,000
事業活動収支差額	240,000	0	0	0	298,000	825,000		1,363,000
II 投資活動収支の部								
1. 投資活動収入								
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0		0
2. 投資活動支出								
固定資産取得支出	0				924,000			924,000
投資活動支出計	0	0	0	0	924,000	0		924,000
投資活動収支差額	0	0	0	0	△ 924,000	0		△ 924,000
III 財務活動収支の部								
1. 財務活動収入								
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0		0
2. 財務活動支出								
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0		0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0		0
IV 予備費支出	300,000	0	0	0	0	0		300,000
当期収支差額	△ 60,000	0	0	0	△ 626,000	825,000		139,000
前期繰越収支差額	4,265,706	0	0	0	1,848,515	1,031,995		7,146,216
次期繰越収支差額	4,205,706	0	0	0	1,222,515	1,856,995		7,285,216

平成27年度一般会計収支予算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	[5,000]	[5,000]	[0]	
基本財産利息収入	5,000	5,000	0	
②会費収入	[3,900,000]	[3,900,000]	[0]	
正会員費収入	2,400,000	2,400,000	0	
賛助会員費収入	1,500,000	1,500,000	0	
③登録料収入	[18,310,000]	[18,310,000]	[0]	
役員登録料収入	(10,320,000)	(10,320,000)	(0)	
役員登録料	3,520,000	3,520,000	0	
役員兼選手登録料	6,800,000	6,800,000	0	
選手登録料収入	(7,990,000)	(7,990,000)	(0)	
一般	2,170,000	2,170,000	0	
大学	1,620,000	1,620,000	0	
高校	4,200,000	4,200,000	0	
④事業収入	[5,060,000]	[2,020,000]	[3,040,000]	
認定料収入	(4,810,000)	(1,400,000)	(3,410,000)	
器具認定料収入	1,000,000	700,000	300,000	
審判認定料収入	510,000	500,000	10,000	
審判更新認定料収入	3,300,000	200,000	3,100,000	
物品販売料収入	(0)	(100,000)	(Δ 100,000)	
競技規則集販売料収入	(100,000)	(0)	(100,000)	
審判服装収入	(0)	(420,000)	(Δ 420,000)	
個人負担金収入	(150,000)	(100,000)	(50,000)	
国際大会審判員	150,000	100,000	50,000	
⑤補助金等収入	[6,075,000]	[3,300,000]	[2,775,000]	
助成金収入	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)	
ミズノスポーツ振興財団助成金	2,000,000	2,000,000	0	
委託金収入	(1,075,000)	(1,300,000)	(Δ 225,000)	
国体実行委員会委託金	1,075,000	1,300,000	Δ 225,000	
補助金収入	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)	
JOCガバナンス強化補助金	3,000,000	0	3,000,000	
⑥負担金収入	[1,280,000]	[780,000]	[500,000]	
出版物負担金収入	480,000	480,000	0	
審判講習会負担金収入	600,000	100,000	500,000	
審判受験料収入	200,000	200,000	0	
⑦寄附金収入	[7,000,000]	[10,000,000]	[Δ3,000,000]	
免税募金収入	7,000,000	10,000,000	Δ3,000,000	
⑧協賛金収入	[9,500,000]	[7,500,000]	[2,000,000]	
協賛金収入	9,500,000	7,500,000	2,000,000	
⑨協力金収入	[600,000]	[0]	[600,000]	
シンボルアスリート協力金収入	600,000	0	600,000	
⑩雑収入	[207,000]	[207,000]	[0]	
受取利息収入	3,000	3,000	0	
雑収入	204,000	204,000	0	
⑩繰入金収入	[200,000]	[200,000]	[0]	
キャンペーン会計からの繰入金収入	200,000	200,000	0	
事業活動収入計	52,137,000	46,222,000	5,915,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[9,661,000]	[10,720,000]	[Δ1,059,000]	
旅費交通費支出	(1,935,000)	(1,340,000)	(595,000)	
委員会旅費支出	500,000	700,000	Δ 200,000	
審判講習会講師旅費支出	135,000	30,000	105,000	
国際大会審判等役員旅費支出	1,300,000	610,000	690,000	
通信運搬費支出	(12,000)	(12,000)	(0)	
通信運搬費支出	12,000	12,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
消耗品費支出	(253,000)	(217,000)	(36,000)	
各種バッジ支出	233,000	197,000	36,000	
消耗品費支出	20,000	20,000	0	
印刷製本費支出	(230,000)	(230,000)	(0)	
各種大会賞状等印刷費支出	170,000	170,000	0	
感謝状作成費支出	30,000	30,000	0	
その他	30,000	30,000	0	
手数料支出	(12,000)	(12,000)	(0)	
振込手数料	12,000	12,000	0	
会議費支出	(30,000)	(30,000)	(0)	
会議賄い支出	30,000	30,000	0	
借損料支出	(40,000)	(20,000)	(20,000)	
会議室借損料	40,000	20,000	20,000	
負担金支出	(674,000)	(659,000)	(15,000)	
IWF・AWF加盟負担金	120,000	105,000	15,000	
日本体育協会加盟負担金	400,000	400,000	0	
日本オリンピック委員会加盟負担金	100,000	100,000	0	
JADA加盟負担金	50,000	50,000	0	
競技団体連合会負担金	4,000	4,000	0	
助成金支出	(2,900,000)	(2,900,000)	(0)	
全国高校女子選手権大会助成金	350,000	350,000	0	
全国高校選手権大会助成金	200,000	200,000	0	
全日本マスターズ選手権大会助成金	250,000	250,000	0	
全国中学生選手権大会助成金	300,000	300,000	0	
全国都道府県対抗女子大会助成金	300,000	300,000	0	
全日本社会人選手権大会助成金	500,000	500,000	0	
全日本学生連盟主管大会助成金	1,000,000	1,000,000	0	
大会派遣費支出	(1,075,000)	(1,300,000)	(Δ 225,000)	
国民体育大会派遣費	1,075,000	1,300,000	Δ 225,000	
顕彰費支出	(300,000)	(300,000)	(0)	
役員・選手顕彰費	300,000	300,000	0	
調査研究費支出	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
スポーツ医科学調査研究費支出	1,000,000	1,000,000	0	
大会開催費支出	(1,200,000)	(2,700,000)	(Δ1,500,000)	
全日本ジュニア選手権大会開催	1,200,000	1,200,000	0	
日韓中大会開催	0	1,500,000	Δ1,500,000	
②管理費支出	[18,881,000]	[15,032,000]	[3,849,000]	
給料手当支出	(10,486,000)	(7,486,000)	(3,000,000)	
事務職員給料	10,486,000	7,486,000	3,000,000	
退職給付支出	(0)	(0)	(0)	
福利厚生費支出	(100,000)	(75,000)	(25,000)	
福利厚生費支出	100,000	75,000	25,000	
会議費支出	(38,000)	(38,000)	(0)	
総会・理事会等会議賄	38,000	38,000	0	
旅費交通費支出	(741,000)	(542,000)	(199,000)	
役員・事務職員交通費	741,000	542,000	199,000	
通信運搬費支出	(680,000)	(550,000)	(130,000)	
電話・FAX費	180,000	180,000	0	
郵券代・メール便等	500,000	370,000	130,000	
消耗品費支出	(198,000)	(198,000)	(0)	
事務用品費等	198,000	198,000	0	
印刷製本費支出	(334,000)	(234,000)	(100,000)	
手帳・各種シール等	334,000	234,000	100,000	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
賃借料支出	(2,884,000)	(2,836,000)	(48,000)	
事務室賃借料	1,820,000	1,820,000	0	
会議室使用料	100,000	50,000	50,000	
コピー機等賃借料	300,000	300,000	0	
コピー機使用料	100,000	100,000	0	
サーバー管理料	180,000	180,000	0	
N T T 器具リース料	210,000	210,000	0	
パソコン賃借料	150,000	150,000	0	
クラウドサービス料	24,000	26,000	Δ 2,000	
保険料支出	(1,332,000)	(805,000)	(527,000)	
社会保険料	1,332,000	805,000	527,000	
租税公課費支出	(90,000)	(90,000)	(0)	
租税公課費	90,000	90,000	0	
手数料支出	(1,848,000)	(2,058,000)	(Δ 210,000)	
公認会計士報酬手数料	380,000	380,000	0	
税理士・司法書士報酬手数料	450,000	420,000	30,000	
コンサルティング報酬手数料	650,000	600,000	50,000	
免税手数料	0	300,000	Δ 300,000	
振込手数料	18,000	18,000	0	
インターネット手数料等	48,000	48,000	0	
ホームページ手数料	240,000	240,000	0	
E B 手数料	42,000	42,000	0	
その他手数料	20,000	10,000	10,000	
雑支出	(150,000)	(120,000)	(30,000)	
慶弔費・受信料等	100,000	70,000	30,000	
その他	50,000	50,000	0	
③前払金	(2,500,000)	(0)	(2,500,000)	
80年史編纂費	2,500,000	0	2,500,000	
④繰入金支出	(20,855,000)	(20,667,000)	(188,000)	
J O C 補助事業会計	18,745,000	18,056,000	689,000	
スポーツ振興くじ補助事業会計	2,110,000	2,611,000	Δ 501,000	
事業活動支出計	51,897,000	46,419,000	5,478,000	
事業活動収支差額	240,000	Δ 197,000	437,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定預金取崩収入	(0)	(0)	(0)	
国際大会積立預金取崩収入	0	0	0	
減価償却積立預金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
① 特定預金繰入支出	(0)	(0)	(0)	
国際大会積立預金繰入支出	0	0	0	
減価償却積立預金繰入支出	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
IV 予備費支出	300,000	300,000	0	
当期収支差額	Δ 60,000	Δ 497,000	437,000	
前期繰越収支差額	4,265,706	4,762,706	Δ 497,000	
次期繰越収支差額	4,205,706	4,265,706	Δ 60,000	

借入金限度額を 10,000,000円とする。

平成27年度日本オリンピック委員会補助会計 収支予算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①事業収入	[2,730,000]	[2,980,000]	[Δ 250,000]	
個人負担金収入	(2,730,000)	(2,980,000)	(Δ 250,000)	
海外合宿				
アメリカ合宿(大学生)	0	850,000	Δ 850,000	
ドイツ合宿(男子)	0	450,000	Δ 450,000	
世界ユース選手権大会派遣	600,000	0	600,000	
アジア選手権大会派遣	700,000	0	700,000	
日韓中大会派遣	660,000	0	660,000	
世界選手権大会派遣	770,000	840,000	Δ 70,000	
世界大学選手権大会派遣	0	840,000	Δ 840,000	
②補助金等収入	[48,471,000]	[43,577,000]	[4,894,000]	
日本オリンピック委員会補助金収入	(48,471,000)	(43,577,000)	(4,894,000)	
国内合宿	18,052,000	9,126,000	8,926,000	
ターゲットエイジ	13,734,000	13,437,000	297,000	
海外合宿				
アメリカ合宿(大学生)	2,383,000	2,662,000	Δ 279,000	
ドイツ合宿(男子)	0	3,134,000	Δ 3,134,000	
世界ユース選手権大会派遣	2,150,000	0	2,150,000	
アジア選手権大会派遣	2,577,000	0	2,577,000	
日韓中大会派遣	1,560,000	0	1,560,000	
世界選手権大会派遣	3,481,000	4,528,000	Δ 1,047,000	
世界大学選手権大会派遣	0	2,198,000	Δ 2,198,000	
チーム招待				
韓国チーム	0	0	0	
日韓中大会チーム	0	3,081,000	Δ 3,081,000	
ドイツチーム	226,000	0	226,000	
日韓競技力向上スポーツ交流事業	4,308,000	5,411,000	Δ 1,103,000	
③雑収入	[2,000]	[1,000]	[1,000]	
受取利息収入	2,000	1,000	1,000	
④他会計からの繰入金収入	[18,745,000]	[18,056,000]	[689,000]	
一般会計からの繰入金収入	18,745,000	18,056,000	689,000	
事業活動収入計	69,948,000	64,614,000	5,334,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[69,948,000]	[64,614,000]	[5,334,000]	
手数料支出	(5,000)	(1,000)	(4,000)	
振込手数料	5,000	1,000	4,000	
チーム派遣	(14,655,000)	(10,090,000)	(4,565,000)	
世界ユース選手権大会派遣	3,226,000	0	3,226,000	
アジア選手権大会派遣	3,866,000	0	3,866,000	
日韓中大会派遣	2,341,000	0	2,341,000	
世界選手権大会派遣	5,222,000	6,792,000	Δ 1,570,000	
世界大学選手権大会派遣	0	3,298,000	Δ 3,298,000	
チーム招待	(600,000)	(4,622,000)	(Δ 4,022,000)	
韓国チーム	0	0	0	
日韓中大会チーム	0	4,622,000	Δ 4,622,000	
ドイツチーム	600,000	0	600,000	
日韓競技力向上スポーツ交流事業	(4,308,000)	(5,411,000)	(Δ 1,103,000)	
日韓競技力向上スポーツ交流事業	4,308,000	5,411,000	Δ 1,103,000	
強化合宿費	(50,380,000)	(44,490,000)	(5,890,000)	
国内合宿	33,071,000	22,358,000	10,713,000	
ターゲットエイジ合宿	13,734,000	13,437,000	297,000	
海外合宿(アメリカ合衆国)	3,575,000	3,993,000	Δ 418,000	
海外合宿(男子、ドイツ)	0	4,702,000	Δ 4,702,000	
事業活動支出計	69,948,000	64,614,000	5,334,000	
事業活動収支差額	0	0	0	

科	目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
Ⅱ.	投資活動収支の部				
1.	投資活動収入				
	投資活動収入計	0	0	0	
2.	投資活動支出				
	投資活動支出計	0	0	0	
	投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ.	財務活動収支の部				
1.	財務活動収入				
	財務活動収入計	0	0	0	
2.	財務活動支出				
	財務活動支出計	0	0	0	
	財務活動収支差額	0	0	0	
	当期収支差額	0	0	0	
	前期繰越収支差額	0	0	0	
	次期繰越収支差額	0	0	0	

平成27年度スポーツ振興基金助成事業会計 収支予算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①事業収入	[2,540,000]	[3,660,000]	[Δ1,120,000]	
個人負担金収入	(2,540,000)	(3,660,000)	(Δ1,120,000)	
海外合宿参加者(韓国)	0	250,000	Δ 250,000	
海外合宿参加者(Guam)	0	450,000	Δ 450,000	
世界選手権大会派遣	630,000	770,000	Δ 140,000	
世界ジュニア選手権大会参加者	1,260,000	1,540,000	Δ 280,000	
全日本選手権大会参加者	650,000	650,000	0	
主管団体負担金収入	(0)	(0)	(0)	
支部協会負担金	0	0	0	
②補助金等収入	[15,970,000]	[14,636,000]	[1,334,000]	
スポーツ振興基金助成金収入	(15,970,000)	(14,636,000)	(1,334,000)	
海外合宿(韓国)	0	2,040,000	Δ2,040,000	
海外合宿(Guam)	4,339,000	1,504,000	2,835,000	
世界選手権大会派遣	3,769,000	4,456,000	Δ 687,000	
世界ジュニア選手権大会派遣	4,833,000	4,636,000	197,000	
全日本選手権大会開催	3,029,000	2,000,000	1,029,000	
③雑収入	[801,000]	[851,000]	[Δ 50,000]	
受取利息収入	1,000	1,000	0	
広告協賛金収入	750,000	800,000	Δ 50,000	
プログラム販売収入	50,000	50,000	0	
④他会計からの繰入金収入	[4,736,000]	[4,068,000]	[668,000]	
指導者育成会計からの繰入金収入	0	1,000,000	Δ1,000,000	
キャンペーン会計からの繰入金収入	4,736,000	3,068,000	1,668,000	
事業活動収入計	24,047,000	23,215,000	832,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[24,047,000]	[23,215,000]	[832,000]	
チーム派遣	(12,276,000)	(13,155,000)	(Δ 879,000)	
世界選手権大会派遣	5,026,000	6,046,000	Δ1,020,000	
世界ジュニア選手権大会派遣	7,250,000	7,109,000	141,000	
強化合宿費	(6,213,000)	(5,730,000)	(483,000)	
海外合宿(韓国)	0	2,777,000	Δ2,777,000	
海外合宿(Guam)	6,213,000	2,953,000	3,260,000	
競技会開催費	(5,558,000)	(4,330,000)	(1,228,000)	
全日本選手権大会開催	5,558,000	4,330,000	1,228,000	
事業活動支出計	24,047,000	23,215,000	832,000	
事業活動収支差額	0	0	0	
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成27年度スポーツ振興くじ助成事業会計 収支予算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①事業収入	[1,390,000]	[1,240,000]	[150,000]	
個人負担金収入	(1,390,000)	(1,240,000)	(150,000)	
大学生研修合宿	300,000	300,000	0	
ジュニアエリート研修合宿	340,000	340,000	0	
ジュニアユース研修合宿	600,000	600,000	0	
中学生・高校1年生研修合宿	150,000	0	150,000	
②補助金等収入	[18,182,000]	[17,780,000]	[402,000]	
スポーツ振興くじ助成金収入	(18,182,000)	(17,780,000)	(402,000)	
将来性を有する選手の発掘及び育成	9,184,000	9,860,000	△ 676,000	
アンチドーピング活動	8,112,000	7,160,000	952,000	
スポーツ情報提供	886,000	760,000	126,000	
③雑収入	[151,000]	[151,000]	[0]	
受取利息収入	1,000	1,000	0	
協賛金収入	150,000	150,000	0	
④他会計からの繰入金収入	[2,110,000]	[2,611,000]	[△ 501,000]	
一般会計からの繰入金収入	2,110,000	2,611,000	△ 501,000	
事業活動収入計	[21,833,000]	[21,782,000]	[51,000]	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[21,833,000]	[21,782,000]	[51,000]	
将来性を有する選手の発掘及び育成	(11,480,000)	(12,540,000)	(△1,060,000)	
印刷製本費	85,000	85,000	0	
大学生研修合宿	1,410,000	1,410,000	0	
ジュニアエリート研修合宿	2,705,000	2,705,000	0	
ジュニアユース研修合宿	5,120,000	5,120,000	0	
中学生・高校1年生研修合宿	2,160,000	3,220,000	△1,060,000	
アンチドーピング活動	(9,014,000)	(7,956,000)	(1,058,000)	
ドーピング検査	9,014,000	7,956,000	1,058,000	
スポーツ情報提供	(1,339,000)	(1,286,000)	(53,000)	
情報誌の発刊	1,339,000	1,286,000	53,000	
事業活動支出計	21,833,000	21,782,000	51,000	
事業活動収支差額	0	0	0	
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成27年度指導者育成事業会計 収支予算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①事業収入	[250,000]	[250,000]	[0]	
個人負担金収入	(250,000)	(250,000)	(0)	
全国指導者研修会	250,000	250,000	0	
②補助金等収入	[2,220,000]	[2,332,000]	[Δ 112,000]	
日本体育協会交付金収入	(530,000)	(1,242,000)	(Δ 712,000)	
公認スポーツ指導者登録料交付金	460,000	1,180,000	Δ 720,000	
スポーツ指導者育成事業交付金	50,000	49,000	1,000	
講習会還元金	20,000	13,000	7,000	
日本体育協会講師派遣委託金収入	(1,690,000)	(1,090,000)	(600,000)	
指導者講師競技別全国研修会	600,000	600,000	0	
公認指導員講習会専門教科	490,000	490,000	0	
公認コーチ講習会専門教科	600,000	0	600,000	
③雑収入	[1,000]	[1,000]	[0]	
受取利息収入	1,000	1,000	0	
申請料収入	0	0	0	
事業活動収入計	2,471,000	2,583,000	Δ 112,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[2,173,000]	[2,173,000]	[0]	
通信運搬費支出	(0)	(28,000)	(Δ 28,000)	
印刷製本費支出	(0)	(405,000)	(Δ 405,000)	
指導教本	0	405,000	Δ 405,000	
全国指導者研修会開催費	(250,000)	(250,000)	(0)	
競技者育成プログラム研修会開催費	(233,000)	(200,000)	(33,000)	
指導教本作成プロジェクト開催費	0	(200,000)	(Δ 200,000)	
指導者講師競技別全国研修会講師派遣	(600,000)	(600,000)	(0)	
公認指導員講習会専門教科講師派遣	(490,000)	(490,000)	(0)	
公認コーチ講習会専門教科講師派遣	(600,000)	(0)	(600,000)	
②繰入金支出	[0]	[1,000,000]	[Δ1,000,000]	
スポーツ振興基金会計への繰入金支出	(0)	(1,000,000)	(Δ1,000,000)	
事業活動支出計	2,173,000	3,173,000	Δ1,000,000	
事業活動収支差額	298,000	Δ 590,000	888,000	
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	[924,000]	[0]	[924,000]	
ソフトウェア取得支出	924,000	0	924,000	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	Δ 924,000	0	Δ 924,000	
III. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	Δ 626,000	Δ 590,000	Δ 36,000	
前期繰越収支差額	1,848,515	2,438,515	Δ 590,000	
次期繰越収支差額	1,222,515	1,848,515	Δ 626,000	

平成27年度 選手強化キャンペーン会計 収支予算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①補助金等収入	[8,501,000]	[6,201,000]	[2,300,000]	
日本オリンピック委員会交付金等収入	(8,500,000)	(6,200,000)	(2,300,000)	
選手強化交付金収入	8,300,000	6,000,000	2,300,000	
ジュニアオリンピック大会交付金収入	200,000	200,000	0	
②雑収入	(1,000)	(1,000)	(0)	
受取利息収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	8,501,000	6,201,000	2,300,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[2,250,000]	[1,800,000]	[450,000]	
コーチ等設置支出	(300,000)	(0)	(300,000)	
コーチアカデミー受講料支出	300,000	0	300,000	
スポーツ顕彰等事業費支出	(550,000)	(550,000)	(0)	
表彰式式典費等支出	550,000	550,000	0	
アジア競技大会諸費支出	(0)	(750,000)	(Δ 750,000)	
選手団旅費	0	150,000	Δ 150,000	
アディショナルオフィシャル諸費	0	600,000	Δ 600,000	
強化事業諸費支出	(900,000)	(0)	(900,000)	
チーム派遣諸費支出	400,000	0	400,000	
強化合宿諸費支出	500,000	0	500,000	
ジュニア選手の発掘支援費	(500,000)	(500,000)	(0)	
2020年対策・発掘育成事業支援	500,000	500,000	0	
②管理費支出	[490,000]	[490,000]	[0]	
通信運搬費支出	(180,000)	(180,000)	(0)	
電話・FAX	180,000	180,000	0	
手数料支出	(2,000)	(2,000)	(0)	
振込手数料	2,000	2,000	0	
NTC等賃借料支出	(308,000)	(308,000)	(0)	
③他会計への繰入金支出	[4,936,000]	[3,268,000]	[1,668,000]	
スポーツ振興基金会計への繰入金支出	4,736,000	3,068,000	1,668,000	
一般会計への繰入金支出	200,000	200,000	0	
事業活動支出計	7,676,000	5,558,000	2,118,000	
事業活動収支差額	825,000	643,000	182,000	
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	825,000	643,000	182,000	
前期繰越収支差額	1,031,995	388,995	643,000	
次期繰越収支差額	1,856,995	1,031,995	825,000	

〈方針〉

組織の透明性と組織統治の高度化を図るために外部理事の制度を継続する。
 全国組織である全国高等学校体育連盟専門部・全日本学生連盟から理事を選任する。
 男女共同参画社会の時代を鑑み、女性理事を必ず選任する。
 協会に事務量が年々増大していることから、その役割を担える理事が選任できるようにする。
 公益社団法人に移行した時には、監事は原則として弁護士・税理士・公認会計士等の資格者か、経理の経験者である必要があることから、その条件を満たす監事を選任する。

〈理事・監事を選任方法〉

【理事を選任方法】

○次のブロック並びに組織からそれぞれの人数を推薦し15名を選任する。

北海道	1名
東北	1名
関東	5名
北信越	1名
東海	1名
近畿	1名
中国	1名
四国	1名
九州	1名
全国高等学校体育連盟専門部	1名
全日本学生連盟	1名
	計	15名

○学識経験理事・監事選考委員会を組織する。

委員会の構成は次のとおりとする。

正会員から3名、理事から5名をもって委員とする。

正会員3名は、東・中・西地区から各1名とする。

東地区	:	北海道	東北	関東	東
中地区	:	北信越	東海	近	畿
西地区	:	中国	四国	九	州

理事5名は、会長・副会長3名・専務理事とする。

【学識経験理事を選任方法】

○上記選考委員会の議をへて、女性を理事最低1名、外部理事を最低2名を含む8名の学識経験理事を選考する。

【監事を選任方法】

○上記選考委員会の議をへて、方針に基づき3名の監事を選考する。

〈理事・監事を選任までの日程〉

- ① 平成26年度臨時社員総会（3月21日開催）にて、選考方法を決定する。
- ② 平成27年4月19日までに、各ブロック等から選任の理事をブロック内で協議し決定する。併せて、各ブロックは、「学識経験理事・監事選考委員会」委員1名の候補者を正会員の中から選任する。
- ③ 上記②の2名を、4月24日までに日本協会へ報告する。
- ④ 日本協会は、各地区（東地区・中地区・西地区）の「学識経験理事・監事選考委員会」委員候補者に4月26日まで候補者に推薦された旨の通知をする。
- ⑤ 各ブロックで選任された「学識経験理事・監事選考委員会」委員候補者3名は、協議により委員1名を決定し、5月1日までに日本協会に報告する。
- ⑥ 平成27年5月30日までに、「学識経験理事・監事選考委員会」を開催し、学識経験理事及び監事候補者を選考する。
- ⑦ 平成27年度定時社員総会（6月20日開催）にて選任する。

第3号議案について
定款の変更について

公益社団法人日本ウエイトリフティング協会定款

第1章 総 則

(名称)
第1条 この法人は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下、「この法人」という。）と称し、外国に対しては、Japan Weightlifting Association（略称JWA）という。

(事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)
第3条 この法人は、我が国におけるウエイトリフティング競技界を統轄し、代表する団体として、ウエイトリフティング競技の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ウエイトリフティング競技の普及及び指導
 - (2) ウエイトリフティング競技の競技力の向上
 - (3) ウエイトリフティング競技の国際競技大会、日本選手権大会及びその他の競技会の開催
 - (4) ウエイトリフティング競技の指導者の養成
 - (5) ウエイトリフティング競技の審判員の養成及び資格認定
 - (6) ウエイトリフティング競技の国際大会への代表参加者の選定及び派遣
 - (7) ウエイトリフティング競技の調査及び研究
 - (8) ウエイトリフティング競技の日本記録をはじめとする記録の公認
 - (9) ウエイトリフティング競技に関する用器具等の検定及び公認
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行なうものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)
第5条 この法人に次の会員をおく。
(1) 正会員 ① 都道府県におけるウエイトリフティング競技を統轄する団体を代表する者及び全日本学生ウエイトリフティング連盟を代表する者
② 理事会の承認を受けた団体を代表する者
③ 学識経験者で理事会において選任され社員総会の承認を受けた者
(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は団体
(3) 名誉会員 この法人に特別に功労のあった者で社員総会において推薦された者
2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)
第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員については、本人の承諾書をもって会員となるものとする。

(会費等の負担)
第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める会費等を支払う義務を負う。
2 賛助会員は、賛助会員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める会費等を支払う義務を負う。

(任意退会)
第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)
第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該社員総会の1週間前までに当該会員に通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 正会員については、第5条に定める所属する団体が解散したとき
- (3) 総正会員が同意したとき
- (4) 正会員又は賛助会員である個人が死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未納の会費等は納付しなければならない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- 理事 18名以上23名以内
 - 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事のなかから選定する。
- 3 前項で選定された会長をもって、法人法に規定する代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。
- 4 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要あるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、その他法令で定められた業務を行う。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、次の各号の一に該当するとき、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議の基づいて行なわなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。
- 2 前項について、当該社員総会の1週間前までに当該役員に通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して社員総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。その報酬については、社員総会において定める「役員等報酬規程」によるものとする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等)

- 第19条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問並びに参加を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 参加は、この法人の理事、監事であった者及び特に理事会が推薦した者につき、会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参加は無報酬とする。

(名誉会長等の職務)

- 第20条 名誉会長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。
- 2 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 3 参加は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べることができる。

第5章 社員総会

(構成)

- 第21条 社員総会は正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(種類)

- 第22条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

- 第23条 社員総会は「法人法」に規定する事項、並びに次に定める事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
 - (3) 各事業年度の事業計画及び(収支)予算の承認
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 入会の手続き並びに会費及び入会金の金額
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 会員の除名
 - (9) 基本財産の処分及び除外の承認
 - (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第24条 定時社員総会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会の決議に基づき会長が招集したとき
 - (2) 総社員の議決権の5分の1を有する正会員から、会議に付議すべき事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求されたとき
 - (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集手続が行われないとき
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集通知が発せられないとき

(招集)

- 第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を開催するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使するようにできることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(定足数)

第27条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分及び除外
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決権)

第29条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

2 前項の場合における第27条及び第28条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び社員総会に出席した理事及び正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指定した理事が務める。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたもの

とする。この財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し理事会の決議を経て、臨時社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は理事会で定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、「法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定等の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別途定める事務局規程による。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委任)

- 第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。